

新型コロナウイルス感染症による 道路占用許可の緊急措置について

国土交通省 道路局
路政課道路利用調整室
令和2年6月

○ 今回の緊急措置で「できること」、「できないこと」

○ 今回の緊急措置の実現のためのポイント

- ・ 道路管理者による緊急措置の導入
- ・ 占用主体を中心とする関係者の協力体制の構築

○ 今後の展望

<ポイント>

- 歩行者等の安全な通行空間が確保されていること
- 地域の実情に応じた取組が可能

Q. 今回の緊急措置の対象は？

A. 飲食店のほか、新型コロナウイルス感染症対策として「3密」を回避するため、物品を店舗の外で販売する店舗も対象です。また、合意が得られれば、2階以上にある店舗や地下店舗、沿道以外の店舗も対象となります。

Q. 占用場所は、歩道のない車道でも大丈夫か？

A. 警察による交通規制等が行われるなど、「安全」な歩行空間の確保ができる場合には、沿道飲食店等の店舗前の部分にテラス営業等を行うことができます。

<ポイント>

- 道路管理者による緊急措置の導入
- 占用主体を中心とする関係者の協力体制の構築

○ 道路管理者による緊急措置の導入

都道府県、政令市の中で、

福島県、茨城県、三重県、熊本県、熊本市が導入済み（6月12日現在）

福島県HP : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035a/sennyou-covid1.html>

茨城県HP : https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doiiji/kanri/senyoukanwa_covid19.html

三重県HP : <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0037900025.htm>

熊本県HP : https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_33601.html

熊本市HP : https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=28460

事例紹介 ～関係者の協力体制の構築

【自治体主導型】

○ 佐賀県「ナイトテラスチャレンジ」



イメージ(佐賀県より提供)

○ 浜松市「まちなかオープンテラス」



イメージ(浜松市より提供)

【民間主導型】

○ 仙台市「ストリートテイクアウトプロジェクト」



イメージ(事業者より提供)

○ 大分市「オープンエアサカバ」



イメージ(大分市より提供)

※平成5年から毎年同様の取組を実施

地方公共団体

民間団体

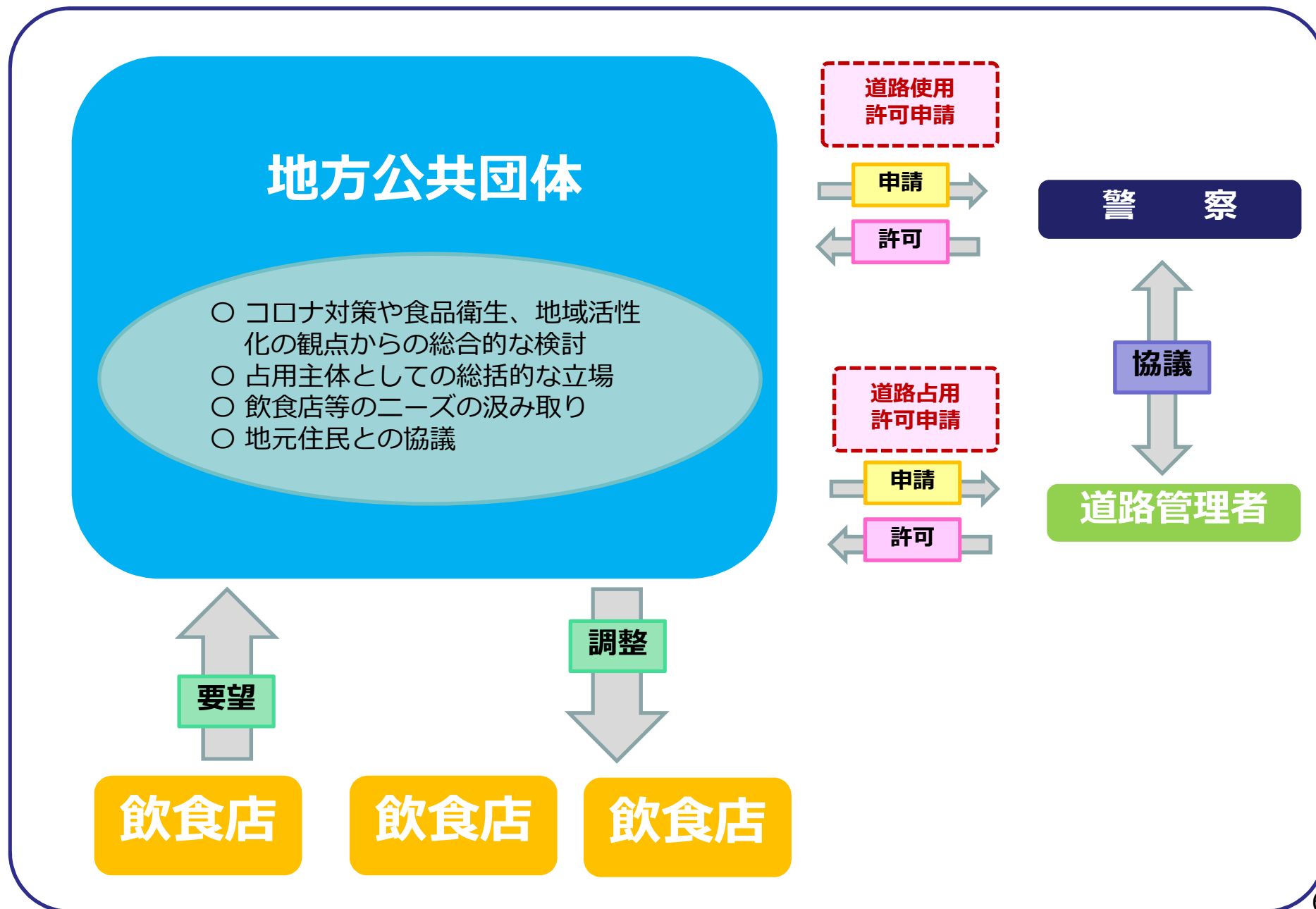
警察

道路管理者

飲食店

飲食店

飲食店



地方公共団体

- コロナ対策や食品衛生、地域活性化の観点からの総合的な検討
- 地域の取組のバックアップ

連携

民間団体

- 地域のニーズに根ざした検討
- 飲食店等のニーズと地方公共団体との橋渡し
- 占用主体としての総括的な立場
- 地元住民との協議

要望

飲食店

飲食店

調整

飲食店

道路使用
許可申請

申請

許可

警察

道路占用
許可申請

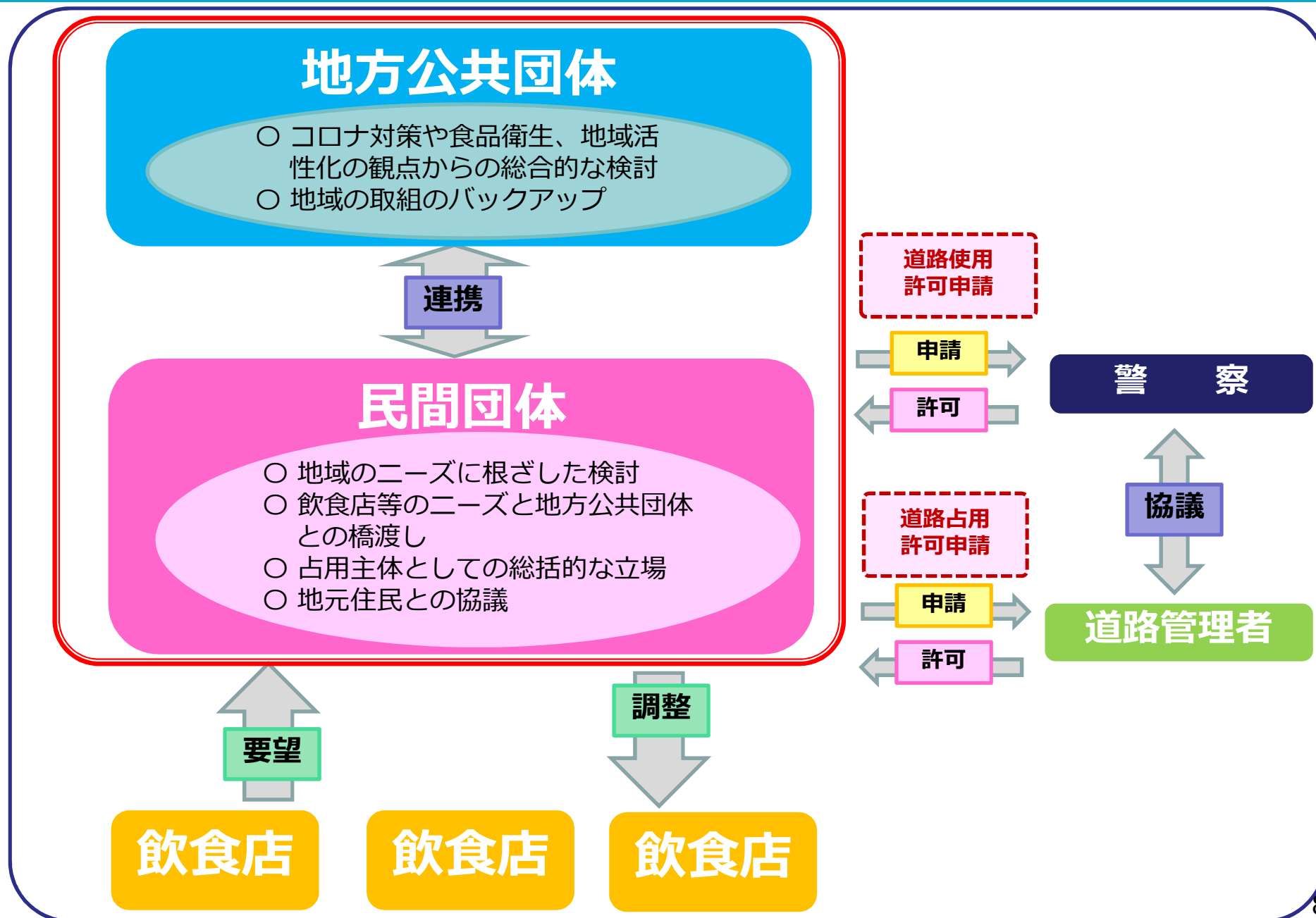
申請

許可

協議

道路管理者

今回の緊急措置のキーパーソンは誰か？



【飲食店等の方】

- 地方公共団体等への働きかけ
（飲食店のみなさまのニーズ・熱意をお伝えください）
- 周辺店舗との協力
（同じ思いを持った店舗間で協力して働きかけを）

【地方公共団体】

- ピンチをチャンスに変える発想、他地域における取組への高い感度
- 部内外の関係者・専門家から成るプロジェクトチームの創設
- コロナ対策や食品衛生、地域活性化の観点から民間団体等に対する適切なアドバイス
- 地方創生に関連する交付金などの活用の検討

【地方公共団体が指定・支援する民間団体】

- 飲食店等のニーズと地方公共団体との橋渡し
- 団体間の横の連携によるノウハウの提供・共有

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ～脱コロナに向けた協生支援金～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金～脱コロナに向けた協生支援金～」を創設する。

1. 補正予算計上額 1兆円

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業（※）のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

※ ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象

(3) 交付限度額：人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定

4. 使途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当。

○ 12月1日以降の取扱い

- ・ 11月30日までのコロナの状況やこれまでの取組で大きな問題がなかったか等の路上利用の実施状況等を踏まえて検討。

○ 歩行者利便増進道路制度（R2.11頃施行予定）の活用の検討

- ・ 歩行者利便増進道路に指定できる場合には、同制度の活用を検討。